

市税は納期限までに納めましょう

☎納税課 内2223-6 ☎463-2023

市税は納期限までに必ず納付してください

市税は、納期限までに皆さんから自主的に納めていただくことになっています。納付を忘れて納期限を過ぎると、本来の税額のほかに延滞金も合わせて納めていただくかならなくなります。

納税は便利な口座振替で…

納税は口座振替をご利用ください。一度申し込めばお忙しい方、納め忘れが心配な方は便利で確実な納付ができます。

納税通知書に添付されている「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、納税通知書、通帳、通帳印を持参のうえ、取扱金融機関の窓口へお申し込みください。

※各納期限の1か月前までにお申し込みください。

※ゆうちょ銀行に申し込む場合は、ゆうちょ銀行（郵便局）の備え置き用紙をご利用ください。



コンビニエンスストアでも市税の納付ができます

取扱税目〈市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税〉および取扱店舗は納税通知書裏面をご確認ください。



▶コンビニ納付をご利用いただくためのポイント

- ①納付書の部分が閉じていない単票となっているため、納付書の期別をお間違いのないようご注意ください。
 - ②領収書を必ず受け取り、大切に保管してください。
- ※ 30万円を超える市税はお取り扱いできません。

納税相談を行っています

病気や災害などの事情により、市税の納付が困難になった方は納税課にご相談ください。

また、平日に時間がとれない方は、休日納税相談窓口をご利用ください。



《休日納税相談》

実施日／毎月1・3日曜日（1月第1日曜日を除く）

※6・7月は第4日曜日も実施します。

時間／午前8時30分～正午

会場／市役所納税課（2階20番窓口）

その他／休日のため、市役所北側の夜間通用口をご利用ください（正面玄関からは入れません）。

納期限までに納付しないと…

市では、納期限までに納付の確認が取れない方には督促状などを送付して自主的な納付をお願いしています。

しかし、それでも納めていただけない方をそのままにしているのは、納期限までに納めていただいた方との公平性を保てません。併せて、市は行政運営のための財源を確保する必要があります。

このことから、市では、自主的に納めない方に対して財産の調査を行い、予告なく預貯金、給与などの財産の差し押さえを行います。

「～さらに未収金対策を強化します～」

昨年度は、未収金対応プロジェクト・チームで未収金（市税を除く）の回収を進めてきましたが、今年度は新たに未収金対策係を設置し、その業務を引き継いでいきます。

今年度、未収金対策係では「保育園保育料」、「介護保険料」、「後期高齢者医療保険料」について、昨年度と同様、担当課で相談のなかった方について徴収事務を引き継ぎ、納付のお願いを行います。それでも、相談をいただけない場合は、その方の財産調査（預貯金、給与など）を行い、差し押さえを実施してまいります。

平成24年度の徴収状況 (滞納繰越分)

債権名	平成23年度徴収率	平成24年度徴収率
保育園保育料	5.27%	22.87%
介護保険料	12.79%	21.15%
後期高齢者医療保険料	37.17%	50.66%

また、法律上市が直接差し押さえることが認められていない「学校給食費」、「放課後児童クラブ保育料」は、昨年度、納付催告などを弁護士に委託し、納付や納付誓約を受け、一定の成果を得ました。しかし、それでも納付の意思を示していただけない方には、今年度は法的措置の検討を進めていきます。

さらに、税外債権について全庁的に調査・研究を行い、関係部課と連携することで、適正な債権管理を推進し、未収金対策の強化をしていきます。

☎納税課 内3808 ☎463-0186